

町長交際費公開基準

平成21年8月24日町長決裁

(目的)

第1条 この基準は、町長交際費支出の透明性を高め、町民に開かれた信頼される町政の一層の推進を図ることを目的とする。

(交際費)

第2条 町長交際費とは、町を代表して外部との交際、交渉等に要するものであり、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(公開内容)

第3条 町長交際費の公開は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出日
- (2) 支出の内容
- (3) 支出の相手方（葬儀、見舞いの相手先個人名を除く。）
- (4) 支出金額

(公開方法)

第4条 町長交際費の公開は、1月ごとに次に掲げる方法で行う。

- (1) 町ホームページで公開
- (2) 町政情報コーナーで公開

(公開期間)

第5条 町長交際費の公開期間は、当該年度を含む3年間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この基準は、平成17年6月2日以降に支出のあったものについて適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この基準は、平成21年4月1日以降に支出のあったものについて適用する。